

2025年5月1日

みるくホーム

「通園コース」事業 実施要項

趣旨 こどもの権利保障とその保護者に向けた支援。これはホーム（以下、「当園」。）の「一時あずかり（短期養育支援事業）」を継続的かつ定期的に利用することで、子の心身の安定と、運動や感覚・認知面での機能の発達を促す。また、並行して、保護者に対して経済的な支援を実施する。

対象者 これまでの実績に基づき、当園を定期的に利用されているとみなされる家庭（およそ、1週間に3時間以上利用されている家庭）。

内容 対象となる家庭に、1か月の間で最大2時間分の預かり料金（ベーシックプラン相当）を免除とする。10時間利用毎に1時間分の料金が免除となり、最大20時間で2時間分となる。

期間 毎月1日から月末。

適応時間 7:00～18:00

実施方法 当園が発行する月ごとの「スタンプカード」を用いての利用。

留意点 ・ 預かり時間が「10時間」もしくは「20時間」に達した当日に係る預かり料金が免除されるのではなく、次回ご利用日の最初の1時間もしくは2時間が免除の対象となる。

- ・ 「月額プラン」との併用不可

